

2019年度版 尾花沢市補助事業一覧



市民のみなさんや地域の団体、事業者の方などがご利用いただける補助事業の一覧です。
事業の内容や補助金額、申請手続きなどの詳細につきましては、担当係へお尋ねください。

※ 市税等の納付状況により該当しない場合があります。

中小企業振興支援

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
1	商工業の振興を図りたいとき	商工振興補助金	商工会・商店街協同組合・市内商工業団体が行う各種事業に対して助成。	<ul style="list-style-type: none"> ◆商工業者の育成指導に関する事業 ◆商工業者団体が行う地域商工業振興事業 ◆商工業団体が行う地元の購買力を活性化する事業 ◆特産品等の研究開発の販路拡大事業 	商工観光課 商工労政係 【内線251】
2	融資を受けたいとき	信用保証協会保証料補給要綱	山形県信用保証協会の債務保証により融資を受けた中小企業者に対し、保証料補給金を交付する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内に事業所を有する方で、同一事業を1年以上継続して経営している方 ◆市税を完納した方 	商工観光課 商工労政係 【内線251】
3	融資を受けたいとき	中小企業振興資金保証制度	市内中小企業特に零細企業に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うため、保証料を補給する。 ① 資金の使途：運転資金、設備資金 ② 保証限度：1企業1,000万円以内 ③ 保証期間：運転資金7年、設備資金7年	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内で1年以上同一事業を営む中小企業者 ◆協会業務方法書で定めた対象者 ◆市税を完納した方 	商工観光課 商工労政係 【内線251】
4	融資を受けたいとき	中小企業振興資金融資制度	市内中小企業者の経営の安定と事業の円滑な運営に資するため、中小企業振興資金の利子補給を行う。	同上、及び <ul style="list-style-type: none"> ◆製造業、建設業 …売上高が減少し又は主要な原材料が高騰し経営に支障が生じている方 ◆製造業、建設業以外 …売上高の減少等により経営に支障が生じている方 	商工観光課 商工労政係 【内線251】
5	商業店舗を出店するとき	商業店舗活性化補助金	① 商業店舗を出店する事業：補助率30/100（上限50万円） ② 商業店舗をリニューアルする事業：補助率30/100（上限30万円） ③ 商業関係団体が空き店舗を活用し商業店舗を出店する事業及び商業関係団体が空き店舗を活用しコミュニティ施設を運営する事業：賃借料の3割、上限月額5万円（3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ◆商用店舗出店は、内装・外装費及び全面・一部改修に要する経費が20万円以上 ◆対象区域 …市内全域 	商工観光課 商工労政係 【内線251】
6	事業用用地を取得したとき	企業立地促進奨励金（用地取得奨励金）	福原工業団地及び公有適地内に事業場用地を取得したときの奨励金。 ① 一括の場合：取得価格の40%（上限1億円） ② 分割払の場合：支払利子の50%相当分 ③ 支払猶予期間の場合：売買契約締結後3年以内は、支払利子相当額	<ul style="list-style-type: none"> ◆工業 …投下固定資産2千万円以上、用地3千㎡以上、常時雇用10人以上 ◆商業・サービス・共同化 …投下固定資産1千万円以上、常時雇用5人以上 ◆その他 …投下固定資産1千万円以上 ※ 別途、業種要件あり 	商工観光課 企業振興係 【内線255】
7	常時雇用者を増員するとき	企業立地促進奨励金（雇用奨励金）	市内に常時雇用者（市内居住者）が新規雇用又は増員されたときの奨励金。雇用者1人につき年額6万円以内を助成。（操業開始月から2年間）	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
8	操業を開始するとき	企業立地促進奨励金（操業奨励金）	市内に新設又は増設、若しくは移設された土地、建物、機械設備等の固定資産税相当額に対する奨励金。（課税年度から3年間）	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
9	合併処理浄化施設を整備するとき	企業立地促進奨励金 (排水処理施設整備奨励金)	合併処理浄化槽施設の新設又は増設若しくは改良に要する経費に対する奨励金。 ① 指定事業場：経費の2/3以内 ② ①以外：経費の1/3以内	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
10	雪対策をしたいとき	企業立地促進奨励金 (雪対策奨励金)	工場敷地内の雪対策のために実施した措置に係る経費を助成。(適用期間：操業から3年間) ① 除雪機械購入又は消融雪装置設置：適用期間内で1度に限り経費の30%(上限100万円) ② 除排雪に要した経費：経費の30%(上限30万円)を3年間(適用期間)	同上	商工観光課 企業振興係 【内線255】
11	商店街の活性化事業をするとき	尾花沢市商店街活性化推進事業	中小企業団体等及び共同団体が、商店街の活性化に資する事業を行う場合に助成。 事業費の50/100(上限1,000万円)	◆街路灯、駐車場、休憩所、公園、緑地、カラー舗装、公衆便所、融雪設備、その他これに準じる設備	商工観光課 商工労政係 【内線251】
12	共同研修、研究開発をしたいとき	尾花沢市中小企業者組織活動推進事業	中小企業団体等が団体を組織し、技術開発、情報交流又は活路開拓等のために行う、共同研修、研究開発等の事業に対し助成。 事業費の50/100(上限300万円)	◆技術の開発に資する事業 ◆情報の交流に資する事業 ◆活路の開拓に資する事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
13	新製品・新技術の開発をしたいとき	尾花沢市新製品開発事業	中小企業者又は団体等が新製品開発等の技術研究開発事業に対し助成。 事業費の20/100(上限100万円)	◆新製品の開発に資する事業 ◆新技術の研究開発に資する事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
14	新しい産業を創出したいとき	尾花沢市地場産業等創出支援事業	中小企業者等が地域資源、経営資源を活用し新事業の創出を図り、地域産業の振興に資する事業に対し助成。 事業費の50/100(上限1,000万円)	◆試作品等の開発事業 ◆販路開拓事業 ◆市場調査事業	商工観光課 企業振興係 【内線255】
15	雪対策をしたいとき	尾花沢市中小企業者雪対策設備設置事業	事業場敷地内の雪処理をするために行なった、消融雪装置の設置又は除雪機械購入に要する経費に対し助成。 経費の10%(上限20万円)	◆常時雇用者(短期、季節雇以外)が3人以上 ※ 大型小売店舗及び敷地内店舗、コンビニは対象外 ※ 別途、業種要件あり	商工観光課 企業振興係 【内線255】
16	企業誘致の情報提供をしたとき	尾花沢市企業誘致対策推進事業	企業誘致に関する情報提供及び立地に結びついた場合、その功労者に対し交付する。 工業団地等：用地取得費の2%以内(上限300万円) 工業団地以外：用地取得費の1%以内(上限50万円)	◆工業団地等に立地決定がなされ、原則2年以内に操業を開始したとき	商工観光課 企業振興係 【内線255】
17	従業員の福利厚生施設を設置したとき	尾花沢市福利厚生施設設置事業	中小企業者等が従業員のための福利厚生施設を設置した場合に助成。 当該施設に要した費用の20/100(上限100万円)	◆社宅等は、2戸以上 ◆体育施設等は500㎡以上 ◆食堂、研修室等は床面積100㎡以上 ◆備品等は含まない	商工観光課 企業振興係 【内線255】
18	敷地内の除雪をするとき	尾花沢市中小企業者除雪経費助成事業	事業場敷地内の除雪を行う場合の経費に対する助成。 ※ 豪雪対策本部が設置された場合に適用。 従業員1人対して3千円以内(上限30万円)	◆常時雇用者(短期、季節雇以外)が3人以上 ※ 大型小売店舗及び敷地内店舗、コンビニは対象外 ※ 別途、業種要件あり	商工観光課 企業振興係 【内線255】

No.	こんなとき	事業名	事業の主な内容	補助の要件等	担当係
19	技術力向上等のための資格取得を目指すとき	資格取得促進助成金	<p>市内事業所で働く従業員及び求職者が、能力及び技術力向上のために資格を取得した際の経費に対して、助成金を交付。</p> <p>① 事業所 就労者1人あたり3万円を限度（1事業所上限15万円）</p> <p>② 求職者 1人あたり5万円を限度（年度内1回限り）</p> <p>※ 1人1回の申請とする。</p>	<p>◆事業所 …市内に本店・支店を有している事業所で市税を完納していること、また、当該事業所で就労している従業員が対象。</p> <p>◆求職者 …市内に住所を有し、市税を完納していること。また、公共職業安定所又は市無料職業紹介所に求職登録をしている方。</p>	商工観光課 企業振興係 【内線255】